

学校教育における人権教育の改善・充実に向けて

✿ 福岡県教育庁京築教育事務所 人権・同和教育室
(平成27年11月)

1 差別事象の解消を図る取組の推進について

本県では、毎年、学校において、同和問題や外国人、障害者に関する問題等を中心に差別事象が教育委員会に報告されています。その中には、賤称語の使用だけでなく、「マイナスイメージで捉えた差別的な言葉を意味を分からずに使って、相手を見下したり、自分を卑下したりするような言動」が報告されています。また、これらの言葉は、インターネットを利用したときに知り、学校生活の中で使われる事例がある一方で、スマートフォン等のネットワーク上で書き込まれる事例もあり、明らかになりにくい場合もあることも報告されています。

差別は人間の尊厳と生命に関わる重大な問題であり、差別された側・した側双方の自己実現に大きな制約を加えます。差別事象が発生した場合、学校は自らの主体性と責任において直ちに事実確認を行い、速やかに問題解決に向けた取組の方向性と態勢を確立する必要があります。そのため、日頃からどのような対応をとるかについて学校全体で共通認識しておくことが大切です。また、取組を進めるに当たっては、P4の「差別事象発生後の対応（例）」の図を参考にしながら、適宜関係機関との連携を図りつつ、取組内容について明確にしていくことが求められます。学校の指導方針や課題等を積極的に情報共有することで、地域全体の人権教育の充実にもつながります。

差別事象に対する取組は、児童生徒の人権に関する知的理解を深め、自他の人権を尊重する人権感覚を養うことを目標にしています。そのことは、人権教育の内容や方法の改善、校長を中心とする推進体制の確立、教職員の同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する認識の深化・指導力の向上、さらには、地域社会の課題など、学校や地域が取り組むべき教育課題を提起しています。

学校においては、このような共通理解のもと学校教育全体を通じて、人権教育の一層の改善・充実努めることが必要です。

2 児童生徒の確かな実態をとらえることから

子どもたちの人権をめぐる問題は、いじめや非行の問題、児童虐待や子どもが犯罪の被害者・加害者になる危険性の増大、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害等の発生など、非常に深刻な状況にあります。不登校やひきこもり、また生活に起因する就学・修学に係る問題など、子どもの学習権の保障という人権に関わる重大な問題も依然として発生しています。

このような中で、子ども同士がお互いを傷つけ合い、また自分の事を大切にできない様な実態も生まれています。差別事象は、そのような子どもをめぐる厳しい実態の「現れ」であり、それは「氷山の一角」であるとの指摘もあります。

学校において教職員が児童生徒との関わりを通して、差別的な言葉と聞こえなくてもその様子から差別的な意味合いに気づき、ていねいに話を聞く中で児童生徒の人権意識の向上につなげている実践があります。そのような学校では、教職員同士が日常的に児童生徒の様子を話し合ったり、様々な実践を報告し合ったりすることを通して、お互いの人権意識を高める取組が行われています。

このような教育実践を創出するためには、「差別の現実から深く学ぶ」という視点を基本に、まず教職員自身の人権問題に関する認識を深めることが最も大切な課題です。

3 差別事象の特徴（学校の報告から）

学校における差別事象は、明らかに特定の相手を差別する意図をもって行う言動以外にも、以下のような、「結果として差別を温存したり助長したりする」ものが報告されています。

- ア 自分を卑下しての言動
- イ 他人を見下しての言動
- ウ 意味を十分理解しないままの発言
- エ 軽率で相手の注意を引くための言動
- オ 自分の気持ちや感情を正しく伝えられないことからの言動
- カ SNSを使った書き込み 等

4 差別事象を教育課題としてとらえ、組織的に取り組むこと

確実な事実把握のもと、校長を中心に、以下のような取組を組織的に進めることが大切です。

- ア 差別事象の発生に際して「何が差別なのか」「問題点はどこにあるのか」「背景には何があるのか」等について全教職員の共通理解を図り、自校の人権教育の課題を明らかにします。
- イ 自校の差別事象を生み出す要因を明らかにし、教職員一人一人が自らの課題としてとらえ、課題解決のために学校全体で共有します。
- ウ 自校の教育課題の解決のために、指導力向上を図る研修の充実をすすめます。
- エ 児童生徒の実態を把握し、関わり方や指導の仕方について共通理解を図り、学力と進路の保障及び人権尊重精神の育成を図るための継続した取組を推進します。

5 教職員の課題と課題解決に向けた取組の推進

昨今、教職員の言動により個別的な人権課題の当事者である児童生徒の尊厳が傷つけられる事象が発生しています。このことは、「様々な生活背景や家庭環境の現実を踏まえられていない」「個別的な人権課題に関する認識が不十分である」「配慮すべき児童生徒の情報が共有されていない」など、教職員の人権尊重の理念及び児童生徒理解についての大きな課題です。人権教育を効果的に推進していくためには、児童生徒一人一人の生活背景、家庭環境、放課後の生活の様子等を把握し、以下の取組等を通して、児童生徒及び保護者の学校教育への願いを理解した上で、適切に支援することが重要です。

- 児童生徒の確かな理解を行うための家庭訪問等の充実
- 個別的な人権課題に関する教職員研修の工夫 等

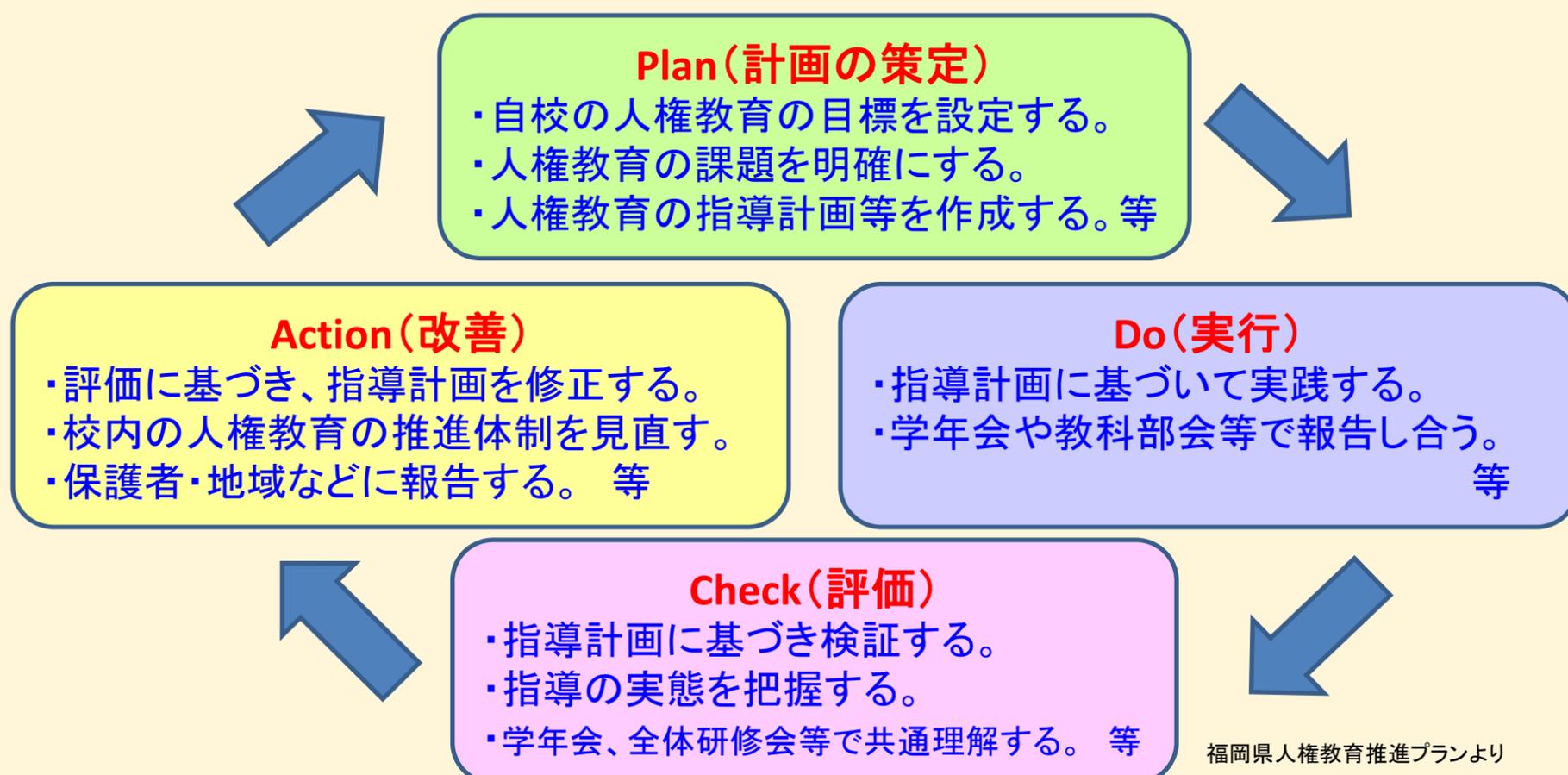
学校教育における人権教育の効果的な推進について(福岡県教育委員会人権・同和教育課長通知)(平成25年3月)を参照

6 点検・評価の取組による改善・充実を図る

差別事象に対する取組を、人権が尊重される学校づくりの契機としてとらえ、全教職員で明らかになった課題を共有し、学校教育の改善・充実のために活かしていくことが肝要です。

同時に、差別事象の発生の未然防止を図るためには、絶えず人権尊重の学校づくりについて自律的・継続的に点検・評価・改善していく必要があります。

したがって、校内における人権教育についての点検・評価は、校長のリーダーシップの下、児童生徒の人権意識の確実な実態把握と、それに基づく指導方法・内容の工夫・改善、教職員の人権尊重理念の理解と体得を図る研修等の取組などを、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という段階を、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要です。



各段階における内容を踏まえ、各学校で人権教育担当者を中心に、評価について事前に説明するなどして校内で共通理解をしておくことが大切です。

差別事象発生後の対応(例)

○児童生徒への対応

差別事象を見聞きしたらその場で指摘し、可能な限り発言等の問題点を児童生徒に理解させる。その際、禁句指導ではなく、これからの学習を深め、自他の人権の大切さを認めることができるような人間になって欲しいことを伝えるとともに、当該児童生徒が安心して学校で活動できるよう配慮する。

報告・連携
協力・相談

関係機関等

保護者・地域

中学校区等

○人権教育推進の基本的な視点

- 視点1 すべての人が等しく学習機会を得て、自己の能力を最大限にのばす
- 視点2 人権や人権問題について学び、理解を深める
- 視点3 人権が大切にされた環境で学ぶ
- 視点4 人権が大切にされる社会を目指す

差別事象の発生

発見者

報告

校長・教頭

推進委員会等

校内研修
職員会議

教職員

具体的な取組

○事象への対応

「差別発言」についてはその場の状況や前後のやりとりも含めて正確に確認・把握することが今後の指導に生きる。

「差別落書」については内容を正確に記録(写真等)し、必要以上に目につかないように対処(場合によっては確認後に消去)する。またいつからあるか、他の場所にも同様の落書きがないか等を組織的に確認する。

※差別事象に関わりの深い児童生徒・保護者に対しては、適切で迅速な対応を行う。

学年主任・担任

○人権尊重の視点に立った学校づくり

- ◆「学習活動づくり」
 - ・一人一人が大切にされる授業
 - ・互いのよさや可能性を発揮できる取組
- ◆「人間関係づくり」
 - ・互いのよさや可能性を認めあえる仲間
- ◆「環境づくり」
 - ・安心して過ごせる学校・教室

報告・支援

教育委員会

教育事務所